この仕様書は、スクールバス運行管理業務の大要を示すものであって、受託者は現状に応じ、ここに記載されていない事項については、兵庫県立こやの里特別支援学校長(以下、「発注者」という。)と協議のうえ、誠意をもって行うものとする。

なお、本契約は運転員の提供のみならず、車両の整備、修理、燃料、備品、消耗品等の購入、車両運行管理のための事務手続及び事務処理全般等、車両運行管理全体にかかる請負契約である。また、本県所有のバスを用いた、いわゆる「自家用自動車管理業」であり、道路運送法上にかかる事業許可は不要である。

1 委託業務について

受託者は、仕様書に基づき、法令を遵守し、安全かつ適正に運行の業務等を行うこと。

- ① 車両の運行に関する業務
 - ア 受託者は、発注者が作成した運行計画に基づき運行すること。(別紙のとおり) 但し、安全運転の確保等が困難と判断する場合は委託者と協議することとする。
 - イ 受託者は、この業務に適した運転員(大型自動車第二種運転免許証を保有し大型バスの運転経験を有することが望ましい)を配置すること。また、運転員の病気等に備え、特定の代替運転員を配置し、予め書面にて発注者に通知すること
 - ウ 運行にあたっては、運行前点検から運行、運行後点検、清掃までを行うこと。
 - (7) 基準内運行
 - (i) 生徒登校日における通常の児童生徒の送迎に伴う運行(長期休業期間中における登校日を含む。) 予定日数198日

なお、運行日数が予定日数を下回った場合には、別途提示する全車 両が登校・下校ともに運行しなかった日数に応じた額を減額する。た だし、バスが車庫を出発後に暴風警報の発令等により休校となった日 については運行日として、減額しない。

(参考) 令和6年度の基準内運行減額単価

1日あたり6,046円

(ii) 各学期前、車両変更時等における試走

(4) 基準外運行

上記(ア)以外において校外活動等学校長が教育上必要とする活動に係る運行

なお、基準外運行については、別途提示する走行距離に応じた額を委 託料に加えて支払する。

(参考) 令和6年度の基準外運行単価 1kmあたり106円(軽油)

② 車両の点検、整備、修繕等の維持管理に関する業務

善良な管理者の注意をもって、車両が完全かつ適切に使用できるよう、点検、整備及び修繕等の維持管理を行うこと。なお、下記の点は、委託業務に含むので、注意すること。

ア 法定点検(車検、3か月点検)

(ア) 道路運送車両法その他関連法令等に基づき適切かつ完全に実施すること。 但し、重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金については、 発注者が負担する。

- (4) 受託者において法定点検を実施できない場合は、必要に応じ協議を行い、 当該事項に関する再委託を認めることがある。
- イ 道路運送車両法等に基づく日常点検を行うこと。
- ウ 燃料、オイル等について、購入及び補充を適切かつ完全に行うこと。
- エ 車両の整備等について、あらかじめ仕様書において指示したものは、時期等について、学校と協議の上、行うこと。
- オ 点検、整備、修繕等の状況は、必要に応じ発注者へ協議するとともに、その結果 は書面により発注者へ報告すること。
- カ 車両の故障等により運行不能な時は、代替車両により児童・生徒の通学を確保すること。なお、原則、点検・整備等は、発注者と調整し、スクールバスの運行日以外に実施すること。
- キ 整備管理者の選任、届出等、法令に基づく必要な手続を行うこと。等
- ③ 車両の美化に関する業務 車両の内外の清掃を日常的に行い、清潔に保つこと。
- ④ 上記①~③に付随する業務

2 車両について

- (1) 受託者は、発注者が所有するバスを無償で使用することができる。また、発注者が所有するバスは委託業務以外に使用しないこと。
- (2) 受託者は、車両管理のための事務手続、事故処理全般等について適正に処理すること。

3 業務の履行について

委託業務の履行にあたって、委託者が別途提示する項目を遵守するとともに、次の事項を守 らなければならない。

- ア 受託者は、委託業務の完遂を期すため、運転員のほかに、管理責任者を置くこと。
- イ 管理責任者は、運転員を指揮監督するとともに、特別な委託事項の処理及び、円滑な業 務の履行を管理し、発注者との連絡にあたらせること。
- ウ 受託者は、運転員に対し、受託者の従業員であることを示す名札を着用するなど、その地位を明確に、業務の迅速かつ適切な遂行を期すること。
- エ 管理責任者は、運行開始前に運転員の健康状態を確認するとともに、運転員の呼気をアルコール検知器により検査すること。酒気帯びがあった者は運転に就かせず、酒気帯びのないことを確認した代替運転員を運行にあたらせること。
- オ 受託者は、積雪、交通渋滞等による道路状況の変化を常に把握し、安全運行及び正常運行に努めること。
- カ 運転員は、障害の実態を正しく理解し、常に児童生徒の状況把握と安全確保に努めること。
- キ 受託者は、車両管理確認日誌、車両走行実績及び車両管理報告書により、その業務履行 について、発注者の検収を得ること。
- ク 発注者は、運転員に著しく不適当と認められる者がある場合、受託者にその交代を求めることができるものとする。

4 緊急時の対応および連絡について

- (1) 受託者は、自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、発注者と協議のうえ対応を決定する。
- (2) 受託者は、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するととも

に、発注者と協議のうえ事故等の処理にあたること。受託者は、安全運行上の問題が生じた場合は、発注者と別途協議すること。

5 経費区分について

委託業務にかかる経費は、受託者が負担すること。また、経費について、発注者が負担する もの等は下記のとおりとする。但し、発注者が負担するものについて、受託者の故意または過 失による場合はこの限りでなく、受託者が負担すること。

- (1) 車両の維持管理等に要する備品及び消耗品については、下記により行うものとする。なお、本仕様書により指示したものについては、受託者が実施し、経費負担すること。但し、発注者が経費負担を行う場合は、発注者の規定により行うので、必要に応じ事前に協議すること。
 - ① 備品(車両本体から独立し、かつ常備されている標準装備のもの)の購入については、原則として発注者が行い、負担するものとする。

(発注者が実施、負担するものの例)

非常用工具、ジャッキ、三角表示板、フロアマット、シートカバー (クリーニングを含む。)、スペアタイヤ、赤旗、非常灯発煙筒 等

② 消耗品(車両の美観、性能維持等、日常の車両手入れに使用するもの及び燃料)の購入については、受託者が行い、経費負担するものとする。

(受託者が負担するものの例)

用品:ワックス、ガラスクリーナー、ポリッシュクリーナー、洗浄ウォッシャー液、バッテリー、曇り止め、タイヤチェーン等

用具:洗車ブラシ、モップ、ウェス、バケツ、タワシ、ほうき、毛バタキ、脚 立ホース等の洗浄用品、消臭用品等

燃料:ガソリン、軽油等

(2) 車両の整備、修繕については、下記により行うこととする。なお、本仕様書により指示したものについては、受託者が実施し、経費負担すること。但し、発注者が実施、経費負担を行う場合は、発注者の規定により行うので、事前に協議すること。

ア 発注者が負担のもの

- (ア) 車両に係る下記の修繕で、1箇所の見積額が10万円(税抜き)を超えるものについて、故障等による機能欠損、低下等が認められ、スクールバスの運行上、影響があると発注者が認めたもの。
 - A エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、前後アクスル機構、 排ガス機構、電子制御機構、乗員保護機構、ブレーキ機構、空調機構、 タイヤ等本来より車両に付帯したもの。但しタイヤ(スタッドレスタイ ヤを含む。)の購入、取付け、処分について、仕様書において指示した 場合を除く。
 - B ボディー外板の塗装、剥離、錆、雨漏り及び車両内部のシート等経年劣 化によるもの
- (イ) 児童・生徒の行為に起因する損傷を回復するもの。

イ 受託者が実施、負担するものの例

- (ア) オイル類 (グリスアップオイル、エンジンオイル等) および尿素水 (AdBlue) の購入とその補充、交換等
- (4) バッテリー、ファンベルト、各種電球、ブレーキパット、ボルト類等消耗摩耗

部品とその交換

- (ウ) タイヤ (スタッドレスタイヤを含む。)の購入、取付け及び処分。但し、仕様 書において指示をしたものに限る。
- (エ) 上記ア(ア)A、Bのうち、1箇所の見積額が10万円(税抜き)以下のもの
- (オ) 仕様書において、特に指示したもの
- (カ) その他受託者が必要により設置する機器等及びその維持、撤去費用
- (3) 重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金については発注者が負担する。
- (4) 車両の故障等の緊急時の代替車両に係る経費については、下記のとおりとする。 代替車両にかかる経費については、発注者と受託者は料金等について別途協議するも のとする。

6 再委託等について

- (1) 受託者は、受託業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。
- (2) 受託者は、発注者が承認すれば委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 発注者は、必要に応じて受託者と協議し、その業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、スクールバス運行委託料から委託に要する経費を減額する。

7 任意保険の加入について

受託者は、下記を最低限とした任意保険に加入すること。

- (1) 対人賠償については無制限、対物賠償については1事故につき無制限、人身傷害補償は1人につき3,000万円の任意保険。
- (2) 受託者は、保険証券の写しなど任意保険の加入内容等がわかる書類を、発注者へ提出すること。

8 損害賠償

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

9 個人情報の保護について

受託者は、個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第12条の規定に基づき、 事業者には個人情報に対する安全確保の措置を講じなければならない。(契約書内「個人情報 取扱特記事項」参照)

10 見積内容について

入札にあたっては、委託内容に従い、下記の費用を見積の上、入札書を作成すること。

- (1) 人 件 費・・・給料・手当・賞与等及び業務従事者の健康管理に係る経費
- (2)燃料油脂等・・・軽油(ガソリン)・オイル交換等・冷暖房等
- (3) 車両修繕費・・・法定点検・整備・修繕・消耗品費等
 - ※「スクールバス状況表」に示す令和7年度整備を要する事項等にかかる整備費、摩耗部 品の取替え及び車検における消耗品、調整費、各種申請費用(発注者が負担する重量税 及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金は除く。)を含む。
- (4) 諸 経 費・・・事務諸費・任意保険料・一般管理費

下記(「スクールバス状況表」に示す令和7年度整備を要する事項等に記載のもの)については、令和7年度に交換(廃棄物処理を含む。)等を委託業務として指示するので、十分注意の上、入札すること。

- ① エンジンオイル・燃料フィルター交換(11台分)
- ② タイヤ交換16本(4台分)
- ③ バッテリー交換(2台分)

※整備時期等については、発注者と協議の上、決定すること。

11 その他注意事項

- (1) 関係書類等に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 暴力団排除条例 (平成22年兵庫県条例第35号) の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団または暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。なお、業務の一部を第三者に委託する場合については、その第三者にも上記誓約書の提出を求めることとする。

令和7年度スクールバス運行計画

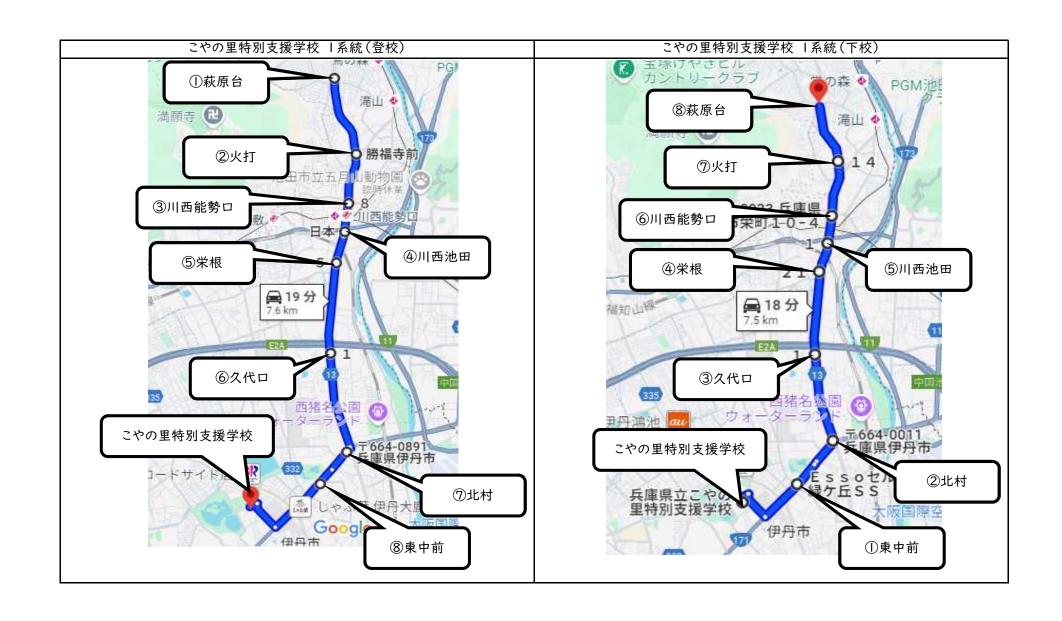
		1		.		.	県立	こや	の里	特別支援	受校	
運	行系統名	1 3	系統	2系統		3系統		4系統		5系統		
	車名	い	すゞ	三菱		いすゞ		いすゞ		いすゞ		
	車積	大	. 型	大	型	大	型	大	型	大	型	
使	仕 梼	ツース	ステップ	ツース	テップ	ツース	ステップ	低床・ワン	ノステップ	ツース	テップ	
用	型 코	; QKG-L	V234Q3	2TG-MS06GP		2RG-LV290Q3		2RG-LV290Q3		2TG-RU1ASDJ		
車	登録番号	-		神戸200は1567		神戸200は1760		神戸200は1686		神戸200は1404		
両	年 式	平成:	29年式	令和1年式		令和4年式		令和3年式		平成3	0年式	
	座 席 数	5	O席	50席		47席		47席		50席		
	[内、補助席等数] (補助 0席) 車椅子 0席)			(補助 0席) 車椅子 0席)		(補助 0席) 車椅子 0席		補助 0席 車椅子 0席		(補助 0席) 車椅子 0席)		
運行	1回当たり〈登校		.2km	9.1km		8.8km		13.8km		23.4km		
距	[回送距離内		7.6km) 7,949.6km		(3.5km) 4,759.3km		(4.4km) 4,602.4km		(5.4km) 7,217.4km		(11.7km) 12,238.2km	
離	年間合計		9.6km R6.5.1	4,758 R7.4.1		4,602 R7.4.1			R6.5.1	12,23 R7,4,1		
_			人数		人数		人数		人数	見込数		
乗	小学部	10	4	13	10	10	12	13	14	14	12	
車	中学部	9	0	10	7	13	13	8	7	9	8	
人	高等部	19	7	11	10	10	10	14	9	16	12	
	計	38人	11人	34人	27人	33人	35人	35人	30人	39人	32人	
数 	増減	:	27	-	7	Δ	. 2	;	5	-	7	
添	乗介助員数	. 2	:人	2人		2.	人	2人		2.	人	
	始発バス停所で	地 川西市	萩原台	伊丹市荒牧		伊丹市野間		宝塚市旭町		西宮市名塩新町		
	バス停数	87.	か所	4カ	所	3カ	が所	4カ	`所	4カ	所	
	登 杉		7分 〕	〔 50			分〕		分〕	〔 48		
	(月~金)		~ 8:50		~8:50		~8:45		~8:50	8:02		
運			水木 〉		〈木 〉		k木 〉		(木)	〈 火水		
		① [20	6分 」 5:00~15:26	①〔18 (東本)15:	分 J 00~15:18	① 28	3分 」 :00~15:28	①〔20	分 00~15:20	①		
行	下 杉 		00~14:26		0~14:18		00~14:28		0~14:20		0 ~ 14:25	
416	〈 曜日 〉	〈 月	金〉	〈月	金〉	〈月	金〉	〈月	金〉	〈月	金〉	
状	〔運行時間〕 ①		6分 〕	①[18分]		①〔28分〕		①〔20分〕		①[25分]		
況			~13:26	13:00~13:18		13:00~13:28		13:00~13:20		13:00~13:25		
		_ 2 (2	6分 」	②〔18分〕〕		②〔28分〕		②〔20分〕		②〔25分〕		
	(学校から最		1E 00	15:00~15:18		15:00~15:28		15:00~15:20		15:00~15:25		
	(学校から最 停留所まで		~ 15:26	15:00								
		15:00 〈特別E	時間割〉	〈特別問	 持間割 〉	_	······ 持間割 〉	_	······ 時間割 〉	〈特別問	_	
		15:00 〈特別E ①〔20	············ 時間割 〉 6分 〕	〈特別問 ①〔18	············· 持間割 〉 分 〕	①[28	3分]	①[20	分 〕	①[25	分〕	
		15:00 〈特別E ①〔20	時間割〉	〈特別問 ①〔18	 持間割 〉	①[28		①[20	_	①[25	_	

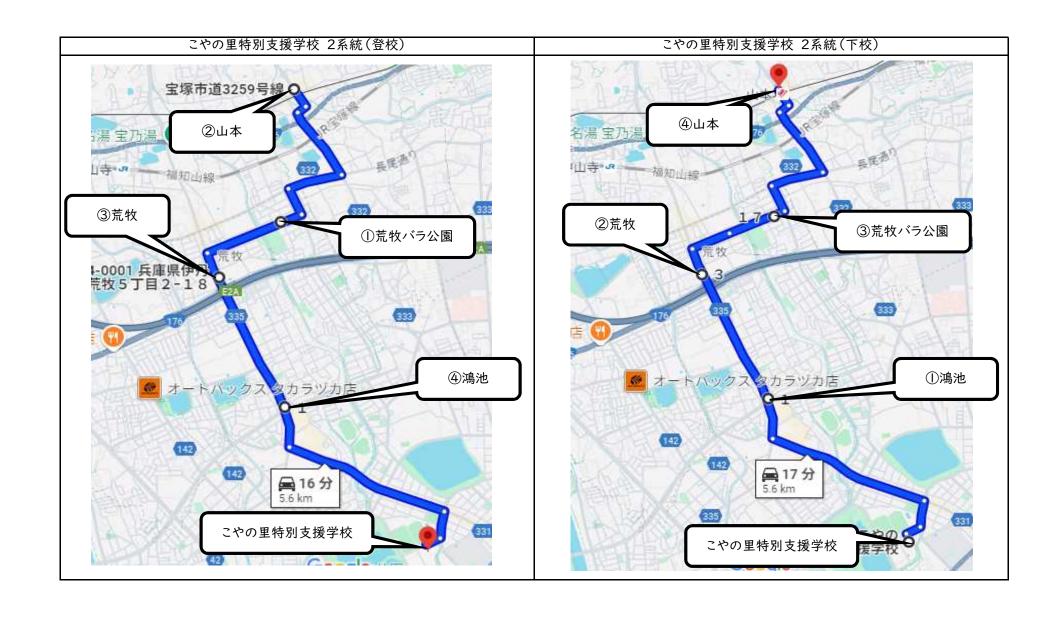
令和7年度スクールバス運行計画

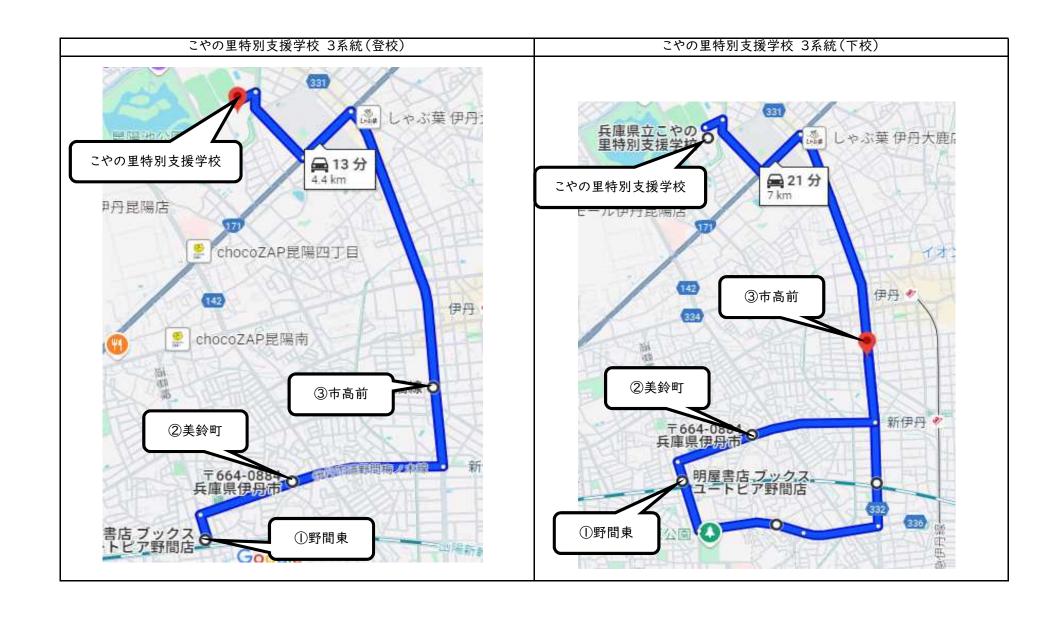
										県立	こや	の里	特別支援	学校	
運	行 系	統	名	6系統			7系統		8系統		9系統		10系統		
	車		名	いすゞ			三菱		いすゞ		いすゞ		三菱		
	車		種	•	大	型	大	型	中	型	大	型	大	型	
使	仕		様	ツー	-ス -	テップ	ツース	.テップ	ツース	.テップ	ツース	.テップ	ツース	テップ	
用	型		式	QKG-LV234Q3		2TG-MS06GP		2DG-RR2AJDJ		2RG-LV290Q4		2TG-MS06GP			
車	登 録	番	号	神戸200は1317			神戸200は1870		神戸200は1847		神戸200は1855		神戸200	神戸200は1761	
両	年		式	平原	平成29年式		令和6年式		令和5年式		令和6年式		令和4	令和4年式	
	座	席	数		49)	常	50席		37席		47席		50席		
	〔内、補	助席	等数〕	〔 補 車椅		0席 0席	イ 補助 車椅子	0席 0席	補助 車椅子	0席 0席	(補助 車椅子	0席 0席	(補助 車椅子	0席 0席	
運	1回当た			1	4.8		_	km		Bkm		Okm .	12.8		
行距	距			(5.4km)			(3.4km)		(5.9km)		(2.7km)		(6.4km)		
離	年間	合	計			4km	•	9.3km		.4km		6.0km	6,694		
		_			- :	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	•	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数		R7.4.1 見込数	R6.5.1 人 数	
乗	小	学	部	16		18	6	5	11	9	10	8	18	9	
車	中	学	部	6		10	13	13	4	4	10	9	8	10	
人	高	等	部	16		7	14	13	11	10	19	16	12	12	
		計		38人		35人	33人	31人	26人	23人	39人	33人	38人	31人	
数	均	曽減			3		2	2	(3	(3	7	7	
添	添乗介助員数			2人			2人		2人		2人		2人		
	始発バス	ス停	听在地	宝塚市	中山	J五月台	川西市		宝塚市	仁川北	伊丹市	宮ノ前	宝塚市	伊孑志	
	バス	停	数	4	1か	听	3カ	`所	3カ	所	4カ	所	3 ტ	`所	
	登		校		405		(21	分〕	〔 25	分〕	(35		〔 20	分〕	
	(月	~ ₹	<u>}</u>)			8:50		~ 8:50	<u> </u>	~ 8:50		~ 8:50	8:30^	~ 8:50	
運						木 〉	,	〈木 〉		〈木 〉		〈木 〉	〈 火水 		
進				1)[16		10 (18		①〔27		①[21		
行	下		校			0~15:28 ~14:28		00~15:16 0~14:16		00~15:18 0~14:18		00~15:27 0~14:27	(火木)15: (水)14:0		
.115	〈曜	星日	>	⟨ .	月金	è >	〈月	金〉	〈月	金〉	〈月	金〉	〈 月:	金〉	
状	〔運行	亍時	間〕	① [285)	①[16	分]	①[18	分〕	① [27	分]	①[21	分〕	
況			13:00~13:28			13:00~13:16		13:00~13:18		13:00~13:27		13:00~13:21			
	(学校から最終 停留所まで)		②[28分]			②[16分]		②〔18分〕〕		②〔27分〕		②[21分]			
			15:00 ~ 15:28		15:00 ~ 15:16		15:00 ~ 15:18		15:00 ~ 15:27		15:00 ~ 15:21				
			〈特別時間割〉		〈特別時間割〉		〈特別時間割〉		〈特別時間割〉		〈特別時間割 〉				
			①[28分]		①[16分]		①〔18分〕		①[27分]		①[21分]				
				11:2	0~	11:48	11:20	~ 11:36	11:20~	~ 11:38	11:20	~ 11:47	11:20~	~11:41	
高速道	 高速道路等の利用の有無			無			無		無		無		Ħ	無	

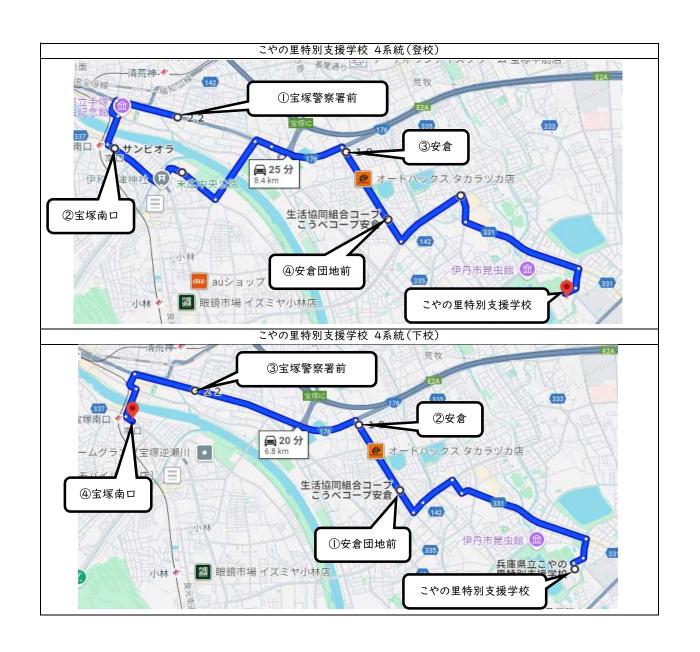
令和7年度スクールバス運行計画

				<u> </u>	こやの里	特別文抜字仪	
運	行系統名	11系統					
	車 名	いすゞ					
	車種	大 型	型	型	型	型	
使	仕 様	低床・ワンステップ					
用	型式	2RG-LV290Q3					
車	登録番号	神戸200は1687					
両	年 式	令和3年式					
	座 席 数	47席					
	〔内、補助席等数〕	(補助 0席) 車椅子 0席	(補助 0席) 車椅子 0席)	(補助 0席) 車椅子 0席)	(補助 0席) 車椅子 0席)	(補助 0席) 車椅子 0席)	
運行	1回当たり〈登校時〉	12.9km	(
行距離	[回送距離内数] 年間合計	[5.6km] 6,746.7km	l J	<u>[</u>	<u>[</u>	<u>[</u>	
西田	# III D III	R7.4.1 R6.5.1	R7.4.1 R6.5.1	R7.4.1 R6.5.1	R7.4.1 R6.5.1	R7.4.1 R6.5.1	
_		見込数 人 数	見込数 人 数	見込数 人 数	見込数 人 数	見込数 人 数	
乗	小 学 部	13 15	:	:	:	:	
車	中学部	10 7					
人	高等部	13 9					
数	計	36人 31人	0人 0人	0人 0人	0人 0人	0人 0人	
	増減	5	0	0	0	0	
添:	乗 介 助 員 数	2人					
	始発バス停所在地						
	バス停数	4か所					
	登 校	〔 33分 〕	()	()	()	[]	
	(月~金)	8:17~ 8:50	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
運		①〔30分〕	1 (1)	1 (1)	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
	下校	(火木)15:00~15:30		. ~ .	. ~ .	. ~ .	
行	I' 1X	(水)14:00~14:30					
状	〈曜日〉	〈月金〉	< >	< >	< >	< >	
1/	〔運行時間〕	①〔30分〕	1 (1) (1)	①[1 (①[
況		13:00~13:30 ②〔30分〕〕	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	(学校から最終 停留所まで)	15:00~15:30		①[①[①[
	IF HIM & C						
		〈特別時間割〉		(1)		(1)	
		①〔30分〕〕 11:20~11:50	1 (1)	①[①()	①()	
_							
高速道	道路等の利用の有無	無					

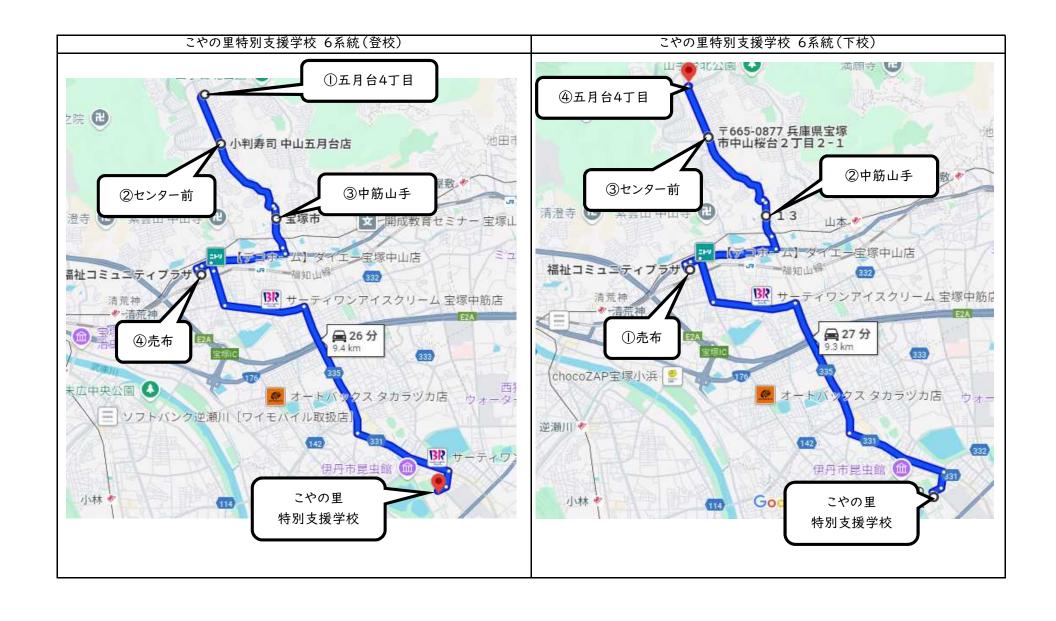


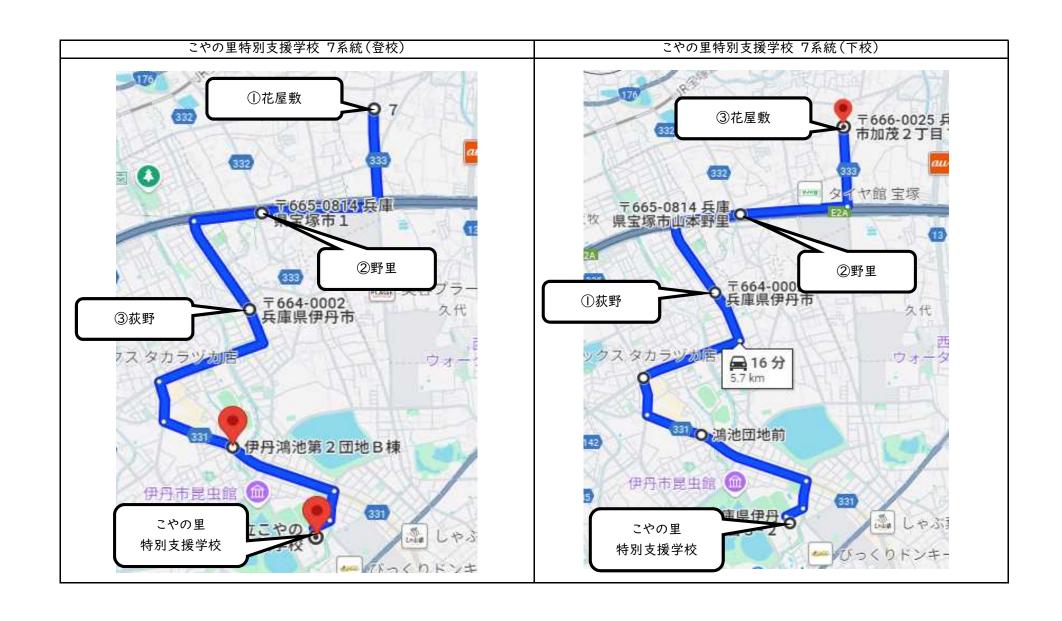


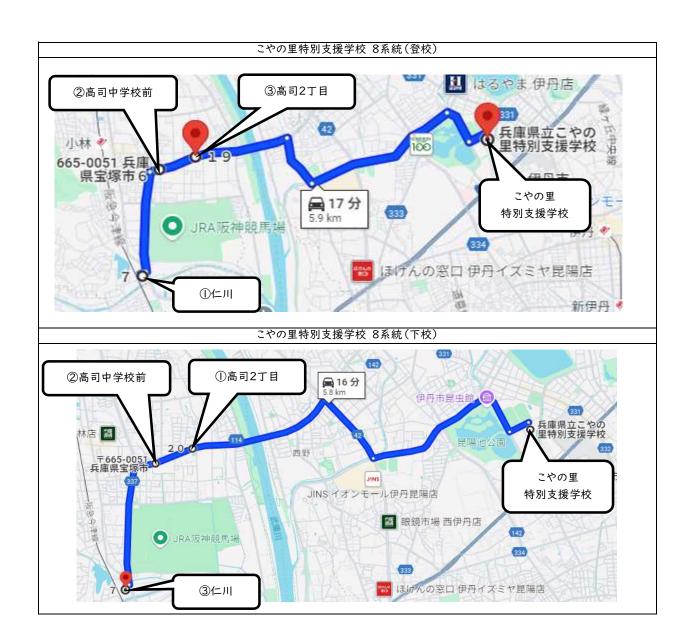


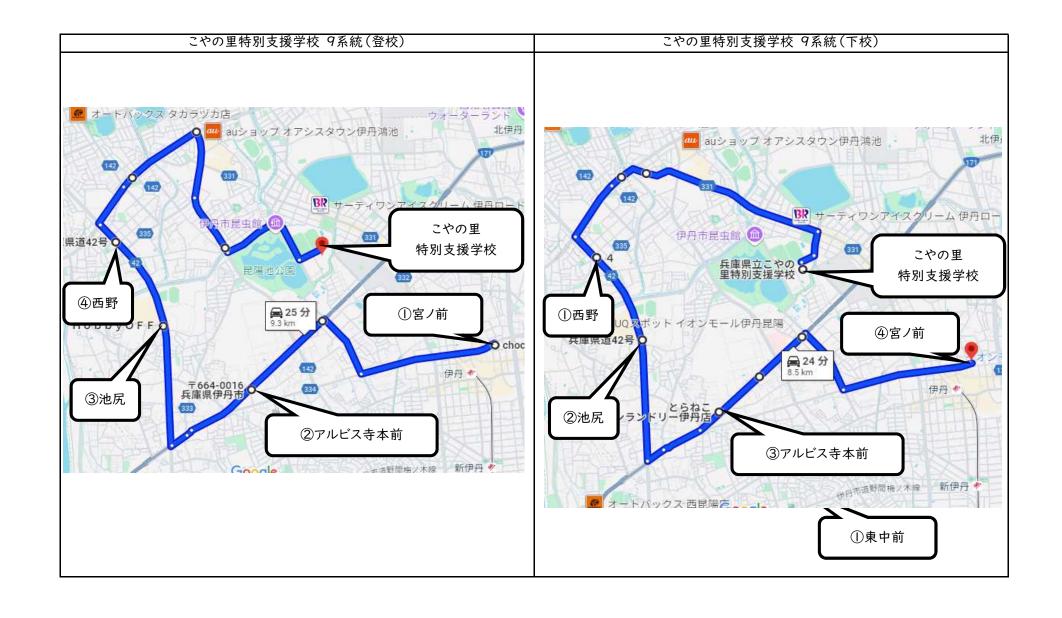


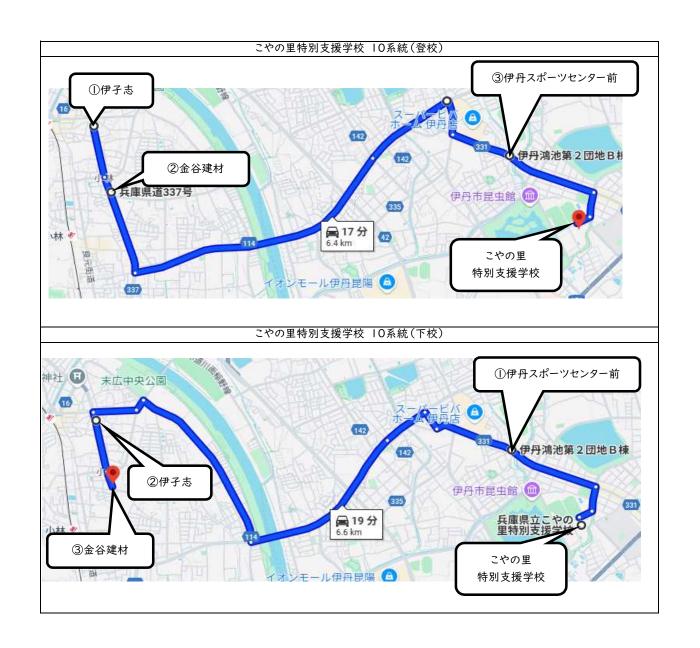


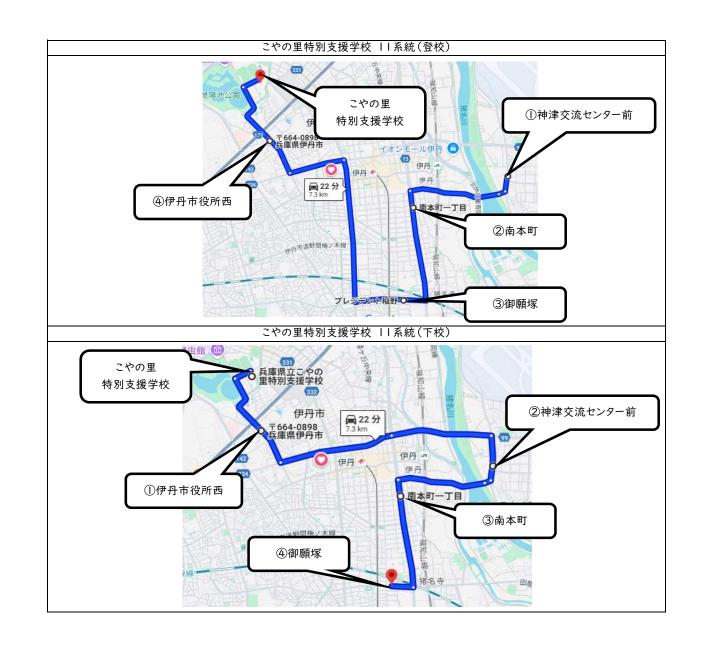












協議書

委託者 兵庫県立こやの里特別支援学校長 ○○ ○○(以下「甲」という。)と受託者 △△株式会社 代表取締役 △△ △△(以下「乙」という。)との間に兵庫県立こやの里 特別支援学校の児童・生徒の登下校の用に供する通学バスの運行管理業務(以下「委託業務」という。)の委託を目的とした令和7年4月1日付委託契約について、下記の事項を定め、甲、乙共に誠実に履行するものとする。

記

- 1 車両の故障等の緊急時の代替車両に係る経費について、以下のとおりとする。
 - (1)代替車両費(○型)について、1日につき○○,○○○円とする。この金額は、1日 のみ及び連日の初日や最終日、連日の中日全て共通とする。
 - (2)代替車両での運行1日につき令和7年4月1日付委託契約に含まれる人件費(運転員) $\triangle \triangle$, $\triangle \triangle \triangle$ 円及び燃料費 \triangle , $\triangle \triangle \triangle$ 円を減額する。
 - (3)代替車両費、人件費(運転員)及び燃料費について、半日利用の場合は、1(1)(2)にて定めた額の1/2とする。
- 2 委託契約金額を変更する時期は、令和7年11月1日及び別途協議し、決定した日とする。

令和○年○月○○日

- 甲 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘2丁目3番2号 兵庫県立こやの里特別支援学校長 〇〇 〇〇
- 乙 兵庫県△△市△△町△△番地△ △△株式会社 代表取締役 △△ △△